明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一

○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇〇）　二

○東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（**同**一〇一）　二

〔告　示〕

○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**五一）　二

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（**同**五二）　二

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三三一）　二

○日本国に帰化を許可する件（**同**三三二）　二

○ナウル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三〇四）　三

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**農林水産**二四三七、二四三八）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二四三九、二四四〇）　三

○直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**八四七）　四

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**八四八）　四

○立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備を実施すべき踏切道を指定した件（**同**八四九）　五

○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件（**同**八五〇）　五

○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**九〇）　六

○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**同**九一）　六

○都市計画に関する件（**東北地方整備局**一八六）　七

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一九二、一九三、一九五、一九六）　七

○都市計画に関する件（**同**一九四）　七

○道路に関する件（**九州地方整備局**一五九、一六〇）　七

○道路に関する件（**北海道開発局**一〇〇）　七

〔国会事項〕

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　四

〔人事異動〕

内閣府　消費者庁　法務省　三

〔叙位・叙勲〕　三

〔皇室事項〕　四

〔官庁報告〕

官庁

財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　五

諸事項　五

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　八

会社その他　八

〔公　告〕　七

省　令

○**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号**

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条第一項の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式の表11中「から平成24年度まで」を「以降」に改め、同様式の備考13を次のように改める。

13　表10の「基準実施率（%）」の欄には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号）第2条に規定する基準実施率を記入すること。

なお、平成25年度以降の基準実施率については、「平成24年度」の欄の右に順次、欄を追加して記入すること。

また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。

同様式の備考15を備考16とし、備考14を備考15とし、備考13の次に次のように加える。

14　表11において、平成25年度以降については、「平成24年度」の欄の右に順次、欄を追加して記入すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。